



越前町妊婦のための支援給付金のご案内



越前町では、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身体的、精神的ケアを行い、必要な支援につなぐ「妊婦等包括支援事業」と、経済的支援として「妊婦のための支援給付」を実施します。

事業名	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付金(合計 10 万円)
事業内容	・ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 <面談実施の目安> 妊娠届時 妊娠8か月頃 産後2か月頃  ※上記以外の時でも、面談や相談は必要に応じて随時受け付けます。	・ 妊婦に対し2回に分けて経済的支援を行います。 < 1 回目 > ・ 妊娠届時(保健師等が面談します。) ・ 5万円の支給 ※妊娠の定義は、医師による「胎児心拍」の確認となります。 < 2 回目 > ・ 妊娠8か月頃(保健師等が面談します。) ・ 胎児の数×5万円の支給 ※妊娠8か月以前の流産、死産、人工中絶の場合も対象となります。
給付金の申請に必要な書類	① 申請書 ② 個人番号の確認ができるもの ③ 妊婦名義の振込先口座が確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカードなど） ※口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関及び支店名がわかるもの 	
事業の流れ		
妊娠期(8週～10週前後) ・面談 ・給付申請 <1回目> 妊婦の認定後:5万円の支給 ⇒ 妊娠期(32週～34週) ・面談 ・胎児の数の届出 <2回目> 胎児の数×5万円の支給 ⇒ 出産・産後 ・出生届 ・1か月電話連絡 ・赤ちゃん訪問 ⇒ 産後の育児期 ・継続的な情報発信 ・相談対応		
< 伴走型相談支援 > 身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ		

